

社会福祉法人村上岩船福祉会

デイサービスセンター通所介護及び介護予防・生活支援サービス事業における通所型サービス事業運営規程

(事業の目的)

第1条 要介護者に対し、適正な通所介護サービス（以下、「通所介護サービス」という。）を提供することを目的とする。

- 2 要支援者又は第1号被保険者で基本チェックリストの基準に該当し、介護予防・生活支援サービス事業対象者と判断された者に対し、適正な介護予防・生活支援サービス事業における通所型サービス（以下、「第1号通所事業」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 通所介護事業所及び介護予防・生活支援サービス事業における通所型サービス事業所を特別養護老人ホーム「たかつぼ」、「羽衣園」、「いわくすの里」に併設し、人事・財務・物品等の管理については、管理者の責任において実施するものとする。

- 2 通所介護サービスの運営方針は次のとおりである。

- (1) 事業所は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- (2) 事業所は、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った通所介護サービスの提供に努めるものとする。

- (3) 事業所は、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

- 3 第1号通所事業の運営方針は次のとおりである。

- (1) 事業所は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- (2) 事業所は、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った第1号通所事業の提供に努めるものとする。

- (3) 事業所は、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 新潟県村上市下鍛冶屋572番地 7 デイサービスセンターたかつぼ
- (2) 新潟県村上市岩沢1616番地 デイサービスセンター羽衣
- (3) 新潟県村上市上の山2番17号 デイサービスセンターいわくすの里

(従業者の職種および職務内容)

第4条 事業者は管理者および従業員を別表1のとおり配置し、職務内容を次により定める。

(1) 管理者

- ・管理者は、理事長の命を受け、事業所の従業員の管理、利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を行なう。
- ・事業所の従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行なう。

(2) 生活相談員

- ・生活相談員は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。
- ・居宅サービス計画等の内容に沿って、利用者の個別性を重視した通所介護計画等を作成し、利用者及びその家族に理解しやすいように説明を行なわなければならない。

(3) 看護師

- ・看護師は、常に利用者の心身の状況を的確に把握し、異常が認められた場合には速やかに主治医や家族に連絡を行なう等の必要な措置を講じる。
- ・機能訓練等をとおして、利用者の心身の機能維持を行なうとともに、利用者及び家族に健康管理の指導を行なう。

(4) 介護職員

- ・介護職員は、通所介護計画等に沿って親切丁寧に利用者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。
- ・通所介護計画等に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録をとる。

(5) 機能訓練指導員

- ・機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を維持できるよう適切な機能訓練を行なうものとする。

(6) 歯科衛生士

- ・歯科衛生士は、常に利用者の心身の状況を的確に把握し、口腔清拭指導や摂食、嚥下機能訓練等の口腔機能向上に関するサービスを提供する。

(営業日および営業時間)

第5条 営業日および営業時間は、別表2のとおりとする。

(利用者の定員)

第6条 利用者の定員は、次のとおりとする。

- (1) デイサービスセンターたかつぼ 27人
- (2) デイサービスセンター羽衣 25人

(3) デイサービスセンターいわくすの里 25人

2 利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。

(提供するサービスの内容)

第7条 提供するサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 生活相談

(2) 日常動作訓練

(3) 養護

(4) 家族介護者教室

(5) 健康チェック

(6) 送迎

(7) 入浴サービス

(8) 食事サービス

(9) 口腔ケア

(利用料その他の費用の額)

第8条 利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、法定代理受領サービスである場合には、法に定める利用者負担割合による額を利用料とする。

2 その他の費用の額については、別表3のとおりとする。

3 前項に掲げる費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書を用いて説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

4 利用者が計画に位置付けられた利用日を中止又は短縮した場合で、利用当日に中止の連絡を受けた場合及び連絡のない場合については、食費相当額の支払いを受けるものとする。利用前日の事業所が定める時間までに中止又は短縮の連絡を受けた場合は徴収しないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常事業を実施する地域は、次のとおりとする。

(1) デイサービスセンターたかつぼ 村上市、岩船郡地内

(2) デイサービスセンター羽衣 村上市、岩船郡地内

(3) デイサービスセンターいわくすの里 村上市、岩船郡地内

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 サービス利用にあたり、利用者は次の事項に留意しなければならない。

(1) サービス利用にあたり、担当職員の指示に従うこと。

(2) 担当職員の指示に従わないなど、施設の秩序を乱した場合は利用を断る場合がある。

(3) サービスの利用にあたり、指定の物品について持参すること。

(4) サービスの利用にあたり持参した物品については、紛失しないよう氏名を記載すること。

(5) 都合によりサービス利用を休む場合は、できるだけ早めに連絡すること。

(6) 利用者の体調について必要なことは、担当職員へ報告すること。

(7) サービス利用に先立って行なう健康チェックの結果により、サービスの提供を見合わせる場合があること。

(緊急時の対応)

第11条 利用中に病状・状態に急変その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医や家族に連絡し、適切な処置を行なうこととする。

2 看護師は、前項について処置した時は速やかに管理者及び家族に報告する。

(非常災害対策)

第12条 管理者は、自然災害・火災・その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全に対して万全を期さなければならない。

2 前項の実施について、少なくとも年2回以上の避難訓練を実施するものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、事故が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2. 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3. 事業所は、通所介護サービス及び第1号通所事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 職員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営にあたっての重要事項)

第15条 管理者は社会的使命を十分に認識し、職員の質的向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、適切かつ効率的にサービス提供ができるよう、常に職員体制を整備するものとする。

2 職員は業務上知り得た秘密を決して漏洩しない。また、職員との雇用関係が終了した場合においても、事業者の責任において、当該職員の知り得た秘密の保持を行なうものとする。

3 管理者は、従業者の清潔保持および健康状態について管理を行なうとともに、その設備・備品について衛生的な管理を行なうものとする。

4 管理者は、利用者から苦情があったときは、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講じるものとする。

附 則

1. この規程は、議決の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
2. 社会福祉法人村上岩船福祉会荒川町デイサービスセンターたかつぼ通所介護事業運営規程（平成13年7月1日施行）は、廃止する。
3. 社会福祉法人村上岩船福祉会朝日村デイサービスセンター羽衣通所介護事業運営規程（平成13年6月1日施行）は、廃止する。
4. 社会福祉法人村上岩船福祉会村上市デイサービスセンターいわくすの里通所介護事業運営規程（平成13年7月1日施行）は、廃止する。

附 則（H16. 3. 29）

1. この規程は、議決の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（H17. 9. 30）

1. この規程は、議決の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則（H18. 9. 29）

1. この規程は、議決の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（H20. 2. 25）

1. この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（H20. 4. 25）

1. この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（H20. 6. 26）

1. この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（H22. 2. 25）

1. この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（H22. 7. 29）

1. この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平24. 1. 25）

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平24. 3. 27）

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平24. 3. 27）

1. この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則（平24. 7. 26）

1. この規程は、議決の日から施行する。

附 則（平28. 2. 24）

1. この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平30. 3. 28）

1. この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平31.3.6）

1. この規程は、議決の日から施行する。ただし、別表3（第8条関係）その他の費用の額の改正規定は平成31年4月1日から施行する。

附 則（令2.3.25）

1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令4.3.9）

1. この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令5.3.8）

1. この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令6.3.1）

1. この規程は、令和6年4月1日から施行する。